

令和 2年 3月 12日

各都道府県観光主管部長 殿

観光庁観光地域振興部
観光地域振興課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する支援等について

日頃より国土交通行政にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」が政府で決定されたところです。

(参考) 別添資料①

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

本対応策においては「事業活動の縮小や雇用への対応」として、雇用調整助成金の特例措置の拡大や、強力な資金繰り対策などが盛り込まれており、厚生労働省及び中小企業庁において、当該内容のパンフレット等を作成し、積極的な周知を行っているところです。

(参考) 別添資料② https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html

別添資料③ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

今般の緊急対応策に盛り込まれた、雇用調整助成金の特例措置の拡大や、強力な資金繰り対策などは、観光施設の各事業者の方々にも、是非とも、ご理解とご活用のご検討をお願いしたいものです。

各都道府県内の市町村にご周知いただき、これらの支援策の浸透が図られますよう、何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。